

# ●国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案 〈日切れ扱い、予算関連法律案〉

国土調査を一層促進するため、平成21年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定することとともに、同計画の対象となる国土調査事業に、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加するほか、都道府県又は市町村が一定の要件を満たす法人に国土調査に係る調査、測量等を委託することができることとする等の措置を講ずる。

## 施策の背景

平成20年度末における地籍調査の進捗率は、全国で48%  
(うち都市部は20%、山村部は41%と低位)



都市再生に支障が生じた例  
六本木の再開発では、境界確認に4年の年月と、1億円の追加経費を要した

### 地籍調査を実施していない場合の弊害

- 土地の境界が不明確であり、土地取引等におけるリスクが発生
- 境界確認に時間と費用を要し、都市再生等のまちづくりに支障
- 判別できなくなった境界確認から始めるため、災害復旧に遅れ
- 行政機関による公共用地の適正管理に支障
- 地積が不明確であり、課税の公平性の確保に課題
- 山村の境界が不明確なことにより、適正な森林施業等に支障



土地の境界をめぐる隣人トラブルに発展する例も

## 国と地方の一層の適切な役割分担の下、民間の力を活用しつつ地籍調査の円滑かつ着実な実施を図る

### 概要

#### 国土調査促進特別措置法の一部改正

##### ○第6次国土調査事業十箇年計画の策定

国土全域での調査の進捗を図るため、平成22年度以降の十箇年の計画を策定し全国統一的な見地等からの目標を設定

十箇年計画に基づき、計画的かつ効果的に調査を推進

##### ○基本調査の範囲拡大

十箇年計画に位置付けて実施する基本調査を基準点測量以外の測量にも拡大

都市部において、官民境界情報の整備を促進するための基礎的な調査を実施

山村部の境界情報を保全するための基礎的な調査を実施

#### 国土調査法の一部改正

##### ○民間による国土調査の実施

都道府県・市町村

都道府県又は市町村が、一定の要件を満たす法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とする

国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とする

一定の要件を満たす法人

財政状況、行政需要の多様化等により、市町村等において地籍調査の大幅な進捗を図ることが困難な現状において、民間の活力を導入し実施体制を強化することで、市町村の負担を軽減し調査面積の拡大を図る